請　負　契　約　書　（案）

１　名　　称　　運動機能検査（岐阜地区）

２　契 約 予 定 総 金 額　　￥　　－
（うち、取引に係る消費税及地方消費税額 ￥　　－ ）

３　契約単価及び予定人数　　別紙「運動機能検査請負契約内訳書」のとおり

４　検　査　要　領　　別表１「検査要領」のとおり

５　実　施　時　期　　別表２「計画書」のとおり

６　請　負　期　間　　自 契約日翌日　至 令和８年２月27日

７　検査場所及び成果品納入場所　　別表３「検査場所及び成果品納入先」のとおり

８　契　約　保　証　金　　免除する。

上記業務について、支出負担行為担当官 中部森林管理局長　森谷　克彦（以下「発注者」という。）と受託者　○○　○○（以下「受注者」という。）は、別紙、運動機能検査契約約款により請負契約を締結し、契約の証として本書２通を作成し、双方記名捺印のうえ各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

「発注者」　長野県長野市大字栗田715－５

支出負担行為担当官

中部森林管理局長　　森谷　克彦

「受注者」

別紙

運動機能検査（岐阜地区）請負契約内訳書

健診項目		予定人数（人）	契約単価（円）	予定金額（円）	備　考
運動機能検査	筋力（握力）	14			
	筋力（上体起こし）	14			
	柔軟性（立位体前屈又は座位体前屈）	14			
	平衡性（閉眼片足立ち）	14			
	敏しょう性（全身反応時間）	14			
	全身持久性（最大酸素摂取量）	14			
	運動機能分析	14			
小　　計					
消費税相当額					
計					

会場別予定人数	（人）
富山森林管理署	6
飛騨森林管理署	3
東濃森林管理署	5
合計	14

運動機能検査契約約款

（総　則）
第１条　受注者は、請負契約書に基づき、頭書の請負期限内にこれを完了するものとし、発注者は、これに対し代金を支払うものとする。

（業務の内容）
第２条　受注者が行う業務内容は、次のとおりとする。
２　運動機能検査
（１）握力
（２）上体起こし
（３）立位体前屈又は座位体前屈
（４）閉眼片足立ち
（５）全身反応時間
（６）全身持久性
（７）運動機能分析
３　前項の実施箇所については発注者の指定する場所（別表３）とする。また、業務の全体又は一部を完了したときは、その結果について、成果品を発注者の指定する箇所（別表３）に提出しなければならない。
４　請負予定金額算出は、運動機能検査請負契約内訳書（別紙１）の項目ごとの人員にそれぞれの契約単価を乗じて算出された額の計とする。

（計画書の変更）
第３条　実施日程は、発注者の定める「計画書」（別表２）によるものとする。ただし、計画書により難い場合が生じた時は、発注者受注者協議して変更するものとする。

（請負期間の延期）
第４条　受注者は､頭書の請負期間内に請負業務を完了することができない時は、発注者に対し遅滞なくその理由を詳記して期限の延長を求めなければならない。
２　前項の場合、期限後において完了の見込みがあると発注者が認めた時は、発注者は請負期間を延長することができる。
３　第１項の場合において、天災その他受注者の責に帰することができない理由による場合には、発注者受注者協議して請負期間の延長を定めるものとする。

（受診人員及び受診場所）
第５条　運動機能検査の受診人員及び受診場所は、計画書（別表２）等のとおり予定するが、これに異動を生じても受注者は異議を申し立てないものとする。

（監督職員）
第６条　発注者（発注者の指定する職員を含む。）は､監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更した時も同様とする。
２　監督職員は、この約款の外に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、事業の実施についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示を行うものとする。

（現場代理人）
第７条　受注者は、現場代理人を定め、事業着手前に書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更した時も同様とする。
２　受注者又は受注者の現場代理人は、検査会場に常駐し、健診等の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。
３　発注者（発注者の指定する職員を含む。）は、現場代理人がこの契約履行上著しく不適切であると認めるときは、その交替を受注者に請求できる。

（検査及び引渡し）
第８条　発注者（発注者の指定する職員を含む。）は、受注者から第２条第３項に定める成果品の提出があった時は、発注者の受理した日から10日以内に検査を行うものとする。
２　前項の成果品等は、検査に合格した時をもって引渡しを完了したものとする。

（請負代金の請求及び支払）
第９条　受注者は、前条において検査に合格した金額を発注者に請求することができるものとする。
２　発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（請負代金の部分払い）
第10条　受注者は、前条により確定した健診料金を月毎に請求できるものとする。

（一般的損害）
第11条　本契約の履行に関して生じた一般的損害は、受注者の損害とする。ただし、発注者の責に帰する場合の損害については、この限りではない。

（履行遅延の場合における損害）
第12条　受注者の責に帰すべき理由で、第４条第２項の規定により請負期限を延長した場合は、受注者は発注者に対し違約金として遅延日数に応じ頭書の請負予定金額に対して年利３％の割合で計算した額を納付するものとする。

２　発注者の責に帰すべき理由により、第９条第２項に定める支払いが遅れた場合は、その遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により決定された率に乗じて計算した額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。

（権利義務の譲渡及び継承）
第13条　受注者は、この契約に属する権利義務を発注者の承認を得ないで第三者に譲渡又は継承させてはならない。

（再委託の制限）
第14条　受注者は、この委託事業達成のため、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
２　受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。
３　受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。
４　受注者は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第１項の承認の後、速やかに届け出なければならない。
５　受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第３項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
６　発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。

（秘密の保持）
第15条　受注者は、業務上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。
２　前項の規定に違反したことにより生じた損害については、受注者がその責を

負うものとする。

（個人情報に関する秘密保持等）
第16条　受注者及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と安易に照会することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。））を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
２　受注者及び委託事業者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
３　前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）
第17条　受注者は、委託事業を行うために保有した個人情報について、破損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生における対応）
第18条　受注者は保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）
第19条　受注者は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については、返却しなければならない。

（再委託の条件）
第20条　受注者は、発注者の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第15条から前条までに規定する発注者に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

（発注者による契約の解除等）
第21条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
（１）受注者の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
（２）正当な理由なしに、事業に着手すべき時期を過ぎても事業に着手しないとき。
（３）前二号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。
（４）受注者が次条第１項の規程によらないで、契約の解除を申し出たとき。
２　発注者は、天災不可抗力、その他受注者の責に帰し得ない事由により受注者が当該年度内に事業を完了する見込みがないと認められるときは、契約を解除することができる。
３　発注者は、受注者が第13条第１項に反した場合、又は請負事業者として不適切と判断される場合契約を解除する事ができる。
４　発注者は、前三項の規程により契約を解除した場合において、事業の既済部分及び完済部分で検査に合格したものがあるときは、当該部分に対する請負予定金額を受注者に支払うものとする。
５　受注者は、第１項並びに第３項の規程により契約が解除された場合は、請負予定金額の10分の１に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければな

らない。ただし、発注者の受けた損害額が違約金の額を超える場合は、発注者は、その不足額を受注者に請求できる。

（受注者による契約の解除等）
第22条　受注者は、発注者の責に帰す理由により実施期間が以上減少したとき、又は検査内容の変更により請負予定金額が三分の二以上減少したときは、契約を解除することができる。
２　前条の規定により契約を解除した場合は、発注者はこれによって生じた受注者の損害を賠償するものとし､その賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

（談合等の不正行為に係る解除）
第23条　発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項(同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（２）受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人であっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
２　受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）
第24条　受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約予定総金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
（１）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
（２）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
（３）公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（４）受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
２　受注者は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約予定総額の100分の10に相当する額のほか、契約予定総金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
（１）前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。
（２）前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を

含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
（３）受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
３　受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争の解決方法）
第25条　この契約に関して紛争が生じた場合は、発注者受注者協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

（契約外事項）
第26条　この約款に定めていない事項については、必要に応じ発注者受注者協議して定めるものとする。

運動機能検査仕様書

1　履行期間
　契約書記載の期間とする。

2　検査項目及び検査方法
　別表１　中部森林管理局　運動機能検査要領　による。

3　検査受診者数及び検査場所
（１）検査受診予定者数
　別表２　計画書　による。
（２）検査場所
　別表３　検査場所及び成果品納入先　による。

4　検査実施方法
（１）期間は、後日担当者から連絡する。
　　実施時間は 8 時 30 分から 11 時 40 分及び 13 時 10 分から 16 時とする。
（２）検査に必要な検査機器等は受注者の負担とする。
　　検査の会場は業者が設置することとし、検査終了後、速やかに原状に戻すこととする。
（３）検査時に使用する受診票については、受注者が作成・負担する。受診票に必要な項目（受診者氏名、生年月日等）については、事前に担当者から提出を受ける。
（４）検査の際には、業者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者の受付・誘導等に配慮し、滞りなく検査できるよう配慮すること。

5　運動管理指導
（１）本検査に基づき、受診者の運動プログラム・運動指導票を作成すること。
（２）検査終了後速やかに、専門のトレーナー等により各人へ運動改善指導を行うこと。

6　その他
（１）検査体制
　　スタッフ等について、検査を効率的に行うために必要な人員を派遣すること。
（２）検査受診対象年齢の取扱について
　　検査受診対象年齢の取扱は、令和７年度に対象年齢に達する者が該当することとする。ただし対象年齢に満たない者についても希望がある場合は受診させることができることとする。
（３）検査票等について
　　検査票等の様式等については、別途担当者と協議し決定することとする。
（４）検査結果報告
　　検査結果は、検査終了後２月以内に報告すること。
（５）受診者ごとの検査結果表を１部作成し、成果品納入場所の担当へ提出すること。
（６）検査結果については、項目ごとの受診人員及び項目ごとの経費等について照会することがあるので対応すること。
（７）詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせることとする。
（８）本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、また外の目的に使用してはならない。

検査項目	器具等	検査要領等	備考
筋力 握力	握力計	要領 (1)　握力計の指針が外側になるように持ち、図のように握る。この場合、人さし指の第２関節がほぼ直角になるよう、握りの幅を調節する。 (2)　直立の姿勢で両足を左右に開き、腕を自然に下げ、握力計をからだや衣類に触れさせないようにし、力いっぱい握りしめる。この際、握力計を振り回さないようにする。 記録 計器の記録を読む。左右交互に２回ずつ測定する。おのおの良いほうの記録をとり、それらを平均して握力値とする。測定値及び平均値は、ともにキログラムを単位としキログラム未満は四捨五入する。 人差し指の第２関節がほぼ直角になるように調整する。	対象者は 40 歳以上の職員（ただし対象年齢に満たない者についても希望がある場合は受診させることが できることとする。）
上体起こし	ストップウォッチ	要領 (1)　床にあおむけに寝た姿勢で、両足を肩幅くらいに開いてひざを直角に曲げ、指を組んだ両手を頭のうしろにあてる。 (2)　補助者は実施者の両足首をしっかり押さえる。 (3)　「よーい始め」の合図で、両ひじが両ひざに触れるまで上体を起こし、再び背中（肩甲骨下部）が床に触れるまで倒してもとの姿勢に戻る。 (4)　この動作を、できるだけ早く、正しく 30 秒間繰返し、「止め」の合図で終わる。 記録 補助者は、上体を起こして両ひじが両ひざについた回数を声を出さずに数え、それを記録する。 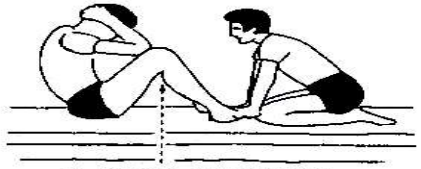 ひざを直角(90°)に曲げる	(1)　マットや芝生など柔らかいところで行ってもよい。 (2)　テスト中及びテスト終了時に、後頭部を床にぶつけないようにあらかじめ注意する。 (3)　補助者は実施者のひざの角度を直角に保つように両足を保持させ、実施中、角度が変化しないように注意する。 (4)　補助者と実施者の頭がぶつからないように注意する。 (5)　実施者は、起き上がるときに息を吐くようにする。
柔軟性 立位体前屈又は 座位体前屈	立位体前屈測定器等	要領 (1)　実施者は両足をそろえてかかとをつけ、足先を約５cm 開いて台上に立つ。 (2)　次に両手をそろえ、指先を伸ばして物さしに触れながら、徐々に上体を前屈し、最低点で２秒間止める。 (3)　両指先の最下端の位置の物さしの目盛を読む。 記録 ０点に達しない場合は、０点からの距離をマイナスで記録する。 ２回実施して、良いほうの記録をとる。単位はセンチメートルとし、センチメートル未満は四捨五入する。	(1)　両手の指先がそろうようにする。 (2)　反動をつけて前屈しないようにする。 (3)　前屈したときに、頭を両腕の間に入れるようにする。 (4)　ひざを曲げないように注意する。 (5)　測定者は実施者の正面におり、実施者がバランスをくずして落下してきた場合、実施者の両肩をささえる。また、床にはマットなどを敷いておくとよい。 (6)　前屈の状態から起き上がるときはひざを曲げてから、ゆっくりっと起き上がる。

検　査　項　目	器　具　等	検　　査　　要　　領	備　　考
		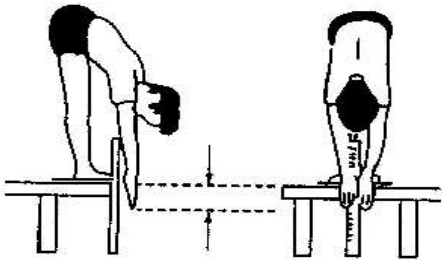	※座位体前屈の検査要領等は、立位体前屈の検査要領等に準ずる。
平　衡　性 閉眼片足立ち	ストップウォッチ	要　　領 (1)　両手を腰におき、目を閉じて両足（裸足）をそろえて立つ。 (2)　徐々に体重を片足にかけ、「始め」の合図で一方の足を静かに上げる（図参照）。 (3)　そのままの姿勢でできるだけ長時間立位を保ち、その最大保持時間を秒単位ではかる。 (4)　次のような場合はその時点で立位を保つことができなくなったので、その人の測定値はそれまでの時間とする。 ア　目を開いてしまった。 イ　手が腰から離れてしまった。 ウ　上げているほうの足が床又は支持足についてしまった。 エ　支持足が移動してしまった。 記　　録 テストの間に短い休息を入れ、左右交互に３回ずつ測定し、その平均値をとる。１回ごとの測定でどちらかの足でも、３分以上続けられる場合、そこで打ち切り、測定値は 180 秒として記録する。 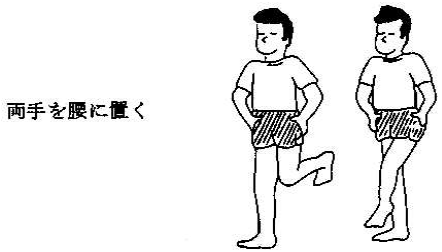	
敏しょう性 全身反応時間	全身反応測定器	要　　領 (1)　実施者はひざ関節を軽く曲げて台上に立つ。 (2)　光刺激を合図に、できるだけ早く跳躍台より垂直に跳び離れるように指示し、２～３回練習のあと実施する。 記　　録 測定は５回行い、それを平均する。単位は 1000 分の１秒とする。	(1)　反応前の姿勢はひざは軽く曲げた(120～160°くらい)状態とする。深く曲げすぎたり、また浅すぎたりしないように注意する。 (2)　光の合図とともに垂直方向にできるだけ早く跳び離れるように指示する。

別表１　　**中部森林管理局　運動機能検査要領**　　No.３

検　査　項　目	器　具　等	検　　査　　要　　領	備　　考
		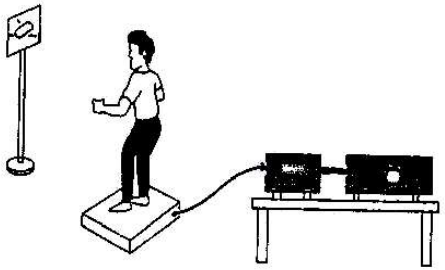	
全身持久性 最大酸素摂取量 （自転車エルゴメーターによる測定及び踏み台昇降による測定の選択を可とする）	自転車エルゴメーター	要　　領 (1)　ウォーム・アップ 負荷 0.5Kp で３分間自転車エルゴメーターをこぐ。 (2)　脈拍数の測定 ウォーム・アップ後 10 秒間測定 (3)　自転車エルゴメーターこぎ 時間：６分間 負荷：男子 1.0～3.5Kp・女子 0.5～2.0Kp ＊脈拍数が 125～150 拍／分の間に入るようにする ペダルの回転数：50 回／分又は 10 回／分 (4)　クール・ダウン 0.0～0.5Kp で１～３分間 記　　録 (1)　脈拍数の測定　運動開始後２′ 30″ ～３′ 00″ (2)　エルゴメーターに標示された最大酸素摂取量を記録する。	(1)　自転車エルゴメーターの調節。 少し前傾姿勢をとり、ひざ関節がわずかに曲がる程度にサドルの高さやハンドルを調節する。 (2)　設定した年齢の上限脈拍に達した時や、体調が悪くて脈拍が上がりすぎた時は、アラーム機能が作動し警告するので、アラームが鳴ったら安全のため中断する。
運動機能分析		要　　領 本検査結果に基づき、受診者の運動プログラム・運動指導票を作成する。	

（別　表　２）

計　　画　　書

運動機能検査

検　　査　　項　　目		予定人員（人）	実施時期	備　　考
筋力 　握力	左右交互に２回	１４	契約締結日 ～ 令和８年 ２月 27 日	
上体起こし	30 秒間の腹筋回数	１４		
柔軟性 　立位体前屈又は座位体前屈	立位又は座位における前屈	１４		
平衡性 　閉眼片足立ち	左右交互に３回	１４		
敏しょう性 　全身反応時間	測定５回	１４		
全身持久力 　最大酸素摂取量	自転車エルゴメーター	１４		
運動機能分析	データ分析及び運動指導等	１４		

（別表３）

検査場所及び成果品納入先

【検査場所】

富山森林管理署　〒939-8214　富山県富山市黒崎字塚田割５９１－２
担当者：主任事務管理官（総務担当）電話 0764-24-4930

飛騨森林管理署　〒506-0031　岐阜県高山市西之一色町３丁目７４７－３
担当者：主任事務管理官（総務担当）電話 0577-32-0101

東濃森林管理署　〒508-0351　岐阜県中津川市付知町８５７７－４
担当者：主任事務管理官（総務担当）電話 0573-82-2108

【成果品納入場所】

富山森林管理署　〒939-8214　富山県富山市黒崎字塚田割５９１－２
担当者：主任事務管理官（総務担当）電話 0764-24-4930

飛騨森林管理署　〒506-0031　岐阜県高山市西之一色町三丁目７４７－３
担当者：主任事務管理官（総務担当）電話 0577-32-0101

東濃森林管理署　〒508-0351　岐阜県中津川市付知町８５７７－４
担当者：主任事務管理官（総務担当）電話 0573-82-2108